

平成28年度 智頭町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月10日（金） 午後2時

2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室

3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	欠	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計15名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 席番5番 福安 逸雄委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第三条の規定による許可申請について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
- (4) 農業振興地域整備計画変更の意見決定について
- (5) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (6) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第十二回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番五番福安逸雄委員が欠席の為、十六名中十五名の出席となりますので総会は成立します。それでは総会に入りたいと思います。
議事進行について、会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において八番山中眞守委員、九番岡田功委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成二十九年三月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧ください。
番号一番を説明いたします。
本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。
譲渡人は鳥取市在住の〇〇〇〇さん、譲受人は大字大屋の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字慶所地内にある田三筆、畑二筆の合計四千七百四十平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営廃止、譲受人の経営開始のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており効率的に利用されるものと思います。
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。
二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、この場合該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も申請地を耕作しており、必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、今回の申請農地の面積の合計が四十七アールですので達しています。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思います。

申請年月日は平成二十九年二月十七日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番十二番浮田博司委員に調査結果の報告をお願いいたします。

浮田委員

調査結果の報告をします。三月一日、譲受人と現地にて確認をしました。下限面積は今回の申請農地でクリアされます。問題ないと思われま。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。

岡野委員

はい。

議 長

はい岡野委員。

岡野委員

譲受人は百姓ができるんですか。

浮田委員

申請書には百五十日以上従事すると謳っております。

小林会長

一番心配するのは、農地の保全管理がきちんとできるかという事です。くれぐれも子どもの遊び場にならないようにしてもらおうようパトロールと指導をお願いします。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして番号二番について、事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第一号をご覧ください。

番号二番を説明いたします。

本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大字市瀬の〇〇〇〇さん、譲受人は大字市瀬の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字市瀬地内にある田一筆で六百二十四平方メートルです。申請事由は、同一世帯間の所有権移転の為、世帯間で引き続き耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、この場合該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も世帯間で農作業をしており、必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、同一世帯間の移転でもあり、問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、引き続き耕作をするため周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思います。

申請年月日は平成二十九年二月二十日、事務局は同日受付になっております。位置については、四から六ページです。

地区担当の三番山本浩視委員に調査結果の報告をお願いいたします。

山本委員

報告します。二月二十六日、譲渡人の息子であり、譲受人の父親と現地を確認いたしました。場所はゴダイの

上手であります。数年かけて祖父から孫に譲っていく予定だそうです。審査基準により審査しましたが問題はありませぬ。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号非農地等現況証明願いの決定について。
非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めます。
番号一について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号一を説明いたします。
非農地等現況証明願いの決定についてです。この申請は地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。
申請人は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑二筆で、計百四十三平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作をやめ、土地が荒れるので杉を植林し、五十年以上経過したもので、現在に至っています。申請年月日は平成二十九年二月六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、七から九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。地籍調査の結果であり。これまでの調査箇所と同じ場所です。周りも同じように植林された場所で、周辺に影響はないです。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。
平成二十九年三月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年二月二十三日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が一件、継続の利用権設定の計画が四件です。面積は、合計八千六百七十八平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと

ロ、その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること。

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして、議案第四号、農地・非農地の判断決定について

智頭町長より「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき把握された荒廃農地について、農地法第二条第一項の「農地」に該当するか否か判断を依頼されたので判断を求める。

平成二十九年三月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番から番号四番まで事務局の説明をお願いします

局長 議案第四号をご覧ください。

(番号一番から番号四番まで、所在・地目・面積・所有者等を説明)

現地調査を行った判断結果について、一番から各担当委員に報告をお願いします。

(現地調査の判断結果を説明及び報告)

議長 以上で判断結果及び説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは、番号一番から番号四番を農地と判断してよろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議なしと認め以上の通り決定します。

続きまして、議案第五号、平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を作成したので決議を求める。

平成二十九年三月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長 議案第五号をご覧ください。平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について決議を求めるものです。あらかじめ送らせていただいた議案書にて内容を確認していただいていると思います。この案が決定された場合、ホームページにて三十日間公表し、意見及び要望を募集しこれを踏まえ、評価の上改めてホームページ、広報にて公表し、最終的に農政局に報告いたします。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第六号、平成二十九年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてですが、これについて事務局に説明をお願いします。

局長 議案第六号、平成二十九年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。

これも議案第五号と同様に、あらかじめ議案書にて内容を確認していただいていると思います。この案が決定された場合、ホームページにて三十日間公表し、ホームページ、広報にて公表し、最終的に農政局に報告いたします。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局 長 その他について説明いたします。
・平成二十九年度活動計画(案)について
・農業委員、推進委員の公募状況について
・非農地通知書送付対象農地の扱いについて

議 長 以上をもちまして、平成二十八年度第十二回総会を閉会いたします。
局 長 ありがとうございました。
次回総会は、四月十日月曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年三月十日

会 長 小 林 功